

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	株式会社 フジタ	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目 25番2号	1-019796

### 2. 指名停止措置期間

平成30年 7月25日 から 平成31年 1月24日 まで 6ヶ月間

### 3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設工事及び物品納入・役務の提供調達契約等

### 4. 事実概要

平成30年6月27日に、株式会社フジタの社員が、国土交通省豊岡河川国道事務所発注の工事において、兵庫県警察本部に贈賄容疑で逮捕された。

### 5. 指名停止理由

社員が贈賄容疑で逮捕されたことは、「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2 第3号(2)に該当する。

また、同要綱第3条(3)により指名停止に係る有資格者を含む共同企業体についても当該指名停止期間の範囲で指名停止を行う。

### 参考

#### ○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2(抜粋)

措置要件	期間
(贈賄) 3 次の(2)に掲げる者が茨城県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (2) 使用人	当該認定をした日から  6月以上9月以内
第3条第3項(下請負人及び共同企業体に関する指名停止) 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。	